

『Mi-AN (みーあん)』

三重県警察

5月は自転車活用推進法で定める

「自転車月間」

です。

5月1日 金曜
日直



三重県内の自転車に関する交通死亡事故の特徴と対策

(対象事故:R3~R7 自転車乗用中の事故当事者が死亡した事故33件)

損傷部位別

約6割が頭部に致命傷を負っている。

→ 命を守るためにヘルメットを着用しましょう。



事故類型別

交差点における出会い頭事故が6割以上を占める。

→ 人や車が行き交う交差点では特に注意が必要です。

ルールを守り、危険を予測し、交通事故を未然に防止しましょう。

法令違反別

安全不確認による事故が3割以上を占める。

→ 安全確認は運転の基本！

「~だろう」、「はず」より、まず確認を！！

交通反則通告制度が始まっています

2026年4月から自転車の交通違反に『交通反則通告制度』が導入されました。反則金(一部抜粋)は、下記のとおりです。

ながらスマホ	12,000円
信号無視(赤色)	6,000円
通行区分違反(歩道通行等)	6,000円
一時不停止	5,000円

三重県警察では、自転車の正しい乗り方をまとめたマニュアルをホームページで公開しています。

一人一人が、道路における「ルール」を知り、そして「ルール」を守ることで悲惨な交通事故が1件でも減るように、ぜひご覧ください。

※ 警察官が現場で反則金を徴収することはありません！！
その場でお金を請求されても絶対支払わないでください。



それは **詐欺** です。



自転車の安全利用 指導マニュアル

三重県警察ホームページ

<http://www.police.pref.mie.jp/>

